

平成30年第6回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	平成30年12月27日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	12月27日午後2時4分宣告（第4日）
出 席 議 員	<p>1 番 山 本 隆 史 2 番 城 内 敏 之</p> <p>3 番 井 戸 太 郎 4 番 森 田 勝</p> <p>5 番 稲 月 敏 子 6 番 植 田 い ず み</p> <p>7 番 山 口 昌 亮 9 番 高 幣 幸 生</p> <p>10 番 窪 和 子 11 番 下 中 一 郎</p> <p>12 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>町 長 西 脇 洋 貴</p> <p>教 育 長 岡 弘 明</p> <p>会 計 管 理 者 橋 本 雅 至</p> <p>政 策 推 進 課 長 大 浦 孝 夫</p> <p>総 務 防 災 課 長 瓜 生 浩 章</p> <p>税 務 課 長 山 口 繁 雄</p> <p>住 民 生 活 課 長 中 村 九 啓</p> <p>健 康 保 険 課 長 辰 巳 育 弘</p> <p>福 祉 課 長 今 田 良 弘</p> <p>観 光 産 業 課 長 西 岡 勝 三</p> <p>都 市 建 設 課 長 寺 口 嘉 彦</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 長 松 村 嘉 容</p> <p>上 下 水 道 課 長 島 野 千 洋</p>
<p>本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名</p>	<p>議 会 事 務 局 長 上 田 昌 弘</p> <p>主 幹 高 橋 恭 世</p> <p>書 記 和 田 里 絵</p>
<p>議 員 提 出 議 案 の 題 目</p>	<p>第 1 号 に 同 じ</p> <p>発 議 第 8 号 認 知 症 施 策 の 推 進 を 求 め る 意 見 書 （ 案 ）</p> <p>発 議 第 9 号 日 米 地 位 協 定 の 改 定 を 求 め る 意 見 書 （ 案 ）</p>
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成30年第6回（12月）
平群町議会定例会議事日程（第4号）

平成30年12月27日（木）

午後2時開議

- | | | |
|------|-------|--|
| 日程第1 | 発議第7号 | 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告) |
| 日程第2 | 発議第8号 | 認知症施策の推進を求める意見書(案) |
| 日程第3 | 発議第9号 | 日米地位協定の改定を求める意見書(案) |
| 日程第4 | | 委員会の閉会中の継続調査の件 |

○議 長

皆さん、こんにちは。

初日の本会議において、公平委員会委員に選任同意いただきました大塚昭治様、固定資産評価審査委員会委員に選任同意いただきました野上威志様、教育委員会委員に任命同意いただきました東伸幸様が御挨拶に参っておられますので、御挨拶をお受けしたいと思えます。

まず初めに、公平委員会委員の大塚昭治様、よろしくお願ひいたします。

○公平委員会委員（大塚昭治）

失礼します。

このたび公平委員に選任していただきました大塚でございます。もう長年公平委員会にお世話になっておるんですけども、ことしほど公平委員という職の重さというんですか、大切さを感じたことはございません。もうよく御存じだと思ふんですけども。しかしながら、選任していただいた以上、皆さんの御指導をいただいて、職を無事に全うできるように頑張りたいと思っております。ひとつこれからもよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議 長

ありがとうございました。

続きまして、固定資産評価審査委員会委員の野上威志様、よろしくお願ひします。

○固定資産評価審査委員会委員（野上威志）

このたび固定資産評価審査委員に任命されました野上でございます。かなり長いことやらさしていただいとるんですけども、相変わらず職務に対して公平公正を旨にしっかり頑張っていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議 長

ありがとうございました。

続きまして、教育委員会委員の東伸幸様、よろしくお願ひします。

○教育委員会委員（東 伸幸）

本日は、貴重なお時間をいただき、まことにありがとうございます。ただいま御紹介いただきました東です。町の教育のためにこれからも頑張っていきたいと思えますので、議員の皆様方にも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

○議 長

ありがとうございました。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しておりますので、平成30年平群町議会第6回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。議事日程表に従い、議事を進めてまいります。

日程第1 発議第7号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本発議については、文教厚生委員会に付託しておりますので、文教厚生委員会委員長の報告を求めます。文教厚生委員会委員長。

○文教厚生委員長（井戸太郎）

では、文教厚生委員長報告をさせていただきます。

去る12月18日に開催された平群町議会第6回定例会の本会議において、文教厚生委員会に付託を受けた発議第7号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について、12月20日、当委員会を開催して審査しました。その審査内容と審査結果を御報告いたします。

発議第7号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について

この条例は、積み立てている基金が第6期終了時点で想定より多いことから、基金を取り崩し、町の提案する第7期介護保険料をさらに引き下げるものです。主な質疑は、次のとおりです。

住民アンケートで5割以上の方が引き下げを願っておられるということだが、どの方を対象に全体で何人の方にアンケートをとられたのか、提出者にただされ、平群町の全戸数約7,500軒に配付している。返却及び調査数は98通、そのうち50人の方が今の介護保険については引き下げてほしいと回答された。15歳の中学生の方からもあり、60代、70代の方が一番多かったとの答弁がありました。

現在の要介護認定者と全体数との割合についてただされ、平成30年10月現在で1号被保険者、65歳以上の方が7,059人、認定者数が1,224人、全体の17.3%となっているとの答弁がありました。

質疑の中で、委員から資料請求があり、奈良県下の介護保険料の一覧、また近隣市町村の基金残高について2枚の資料が配付されました。平成30年度の単年度収支の見込みをただされ、30年度9月の審査分の実績で給付費の総計は8億2,240万8,000円、30年度決算見込みとしては16億2,600万円との答弁がありました。

平成30年度は黒字になるのか赤字になるのかただされ、30年度予算は16億8,000万円、それに対して決算見込みが16億2,600万円、約5,400万円程度の黒字、また30年度の計画見込みは18億3,400万円、それとの比較では2億円の黒字になるとの答弁がありました。

年間7,000万円の引き下げをこの残りの2年間で可能であるのかただされ、引き下げが可能かどうかといえば可能である。ただ、町として7期の途中で引き下げは考えていない。剰余金が出れば次の8期で毎年の後期高齢者人口の増加を踏まえて、策定委員会で議論された上で保険料を決めていきたいとの答弁がありました。

町の答弁、説明についての見解を提出者にただされ、計画どおりにいっても1億円の基金が最終的に残る。しかし、今年度も半期で既に黒字予測が出ている。3年間で1億5,000万円の基金を崩すどころか、黒字になる可能性もある。次の8期が心配という論理では、いつまでも下げずに必要以上の保険料をもらい続けることになる。とりあえず、来年、再来年に引き下げて、第8期になる前には1億数千万円の基金があれば8期分については引き下げを抑えることができる。さらにその決断を町長にさせていただきたいとの答弁がありました。

討論は次のとおりです。

第7期は、月額42円軽減された。特別会計の準備基金というものは、激変時に変動幅を緩和できる貯蓄である。介護サービスを必要とされる住民は高齢化率の上昇とともに増加することから、基金の必要性は共通の認識、住民の暮らしを少しでも応援するという立場であるならば、月々584円の還元よりも、基金のある安定した介護保険制度を提供することで、今後増加傾向にある介護サービスを必要とされる方々をしっかりと支えていくべきであるので反対するとの討論がありました。

一方、5期も6期も当初の計画に対しても赤字予想で、基金の取り崩しをするはずであったが、全て黒字になって積み上げてきた。7期の1年目で既に5,400万円の黒字が予測されている。住民アンケートの中でも圧倒的に医療や介護の負担、保険料の負担が大きいという結果が出ている。

介護保険料については、基金の状況から見ても十分引き下げが可能である。取り過ぎた保険料は速やかにお返しをするべき。住民生活を応援する負担を軽減すべきことから賛成するとの討論がありました。

採決の結果、発議第7号は、挙手少数で否決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託を受けました議案の審査内容と結果であります。よって、文教厚生委員会委員長報告といたします。

平成30年12月27日

文教厚生委員会

委員長 井戸 太郎

○議長

ありがとうございました。

これより発議第7号の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。山本君。

○1番

発議第7号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論させていただきます。

平成27年から29年までの第6期の給付金が計画の83%にとどまり、基金が約3億2,400万円と見込まれたころ、本年2月20日に第7期平群町介護保険事業計画策定委員会が開催され、前町長は基金の約半分1億5,000万円を取り崩した予算を計上し、第7期は月額42円軽減された保険料でスタートされました。文教厚生委員会での資料請求によって提出された第7期介護保険料の市町村条例額一覧を拝見しますと、平群町の介護保険料が県下39市町村で8番目に安いことが記載されております。この発議の提案理由を拝見しますと9,200万円の引き下げは可能とされていますが、同時に1億円の基金は残すべきとも捉えられます。これは平群町の将来を考えますと、介護サービスを必要とされる住民さんは、高齢化の上昇とともに増加することを提案者だけでなく誰しもが予測できることから、基金の必要性は共通の認識と考えております。

今回の引き下げ案は基準額で年間7,000円軽減ということですので、12分割で計算すると月々約584円ですから、条例改正をすると基準額の月額が4,602円となり、橿原市に続く県下2番目に安い保険料となります。

提案理由の末尾に、本当に暮らしを少しでも応援する立場とするならば、私は月々584円の還元よりも基金のある安定した介護保険制度を提供することで、介護サービスを利用されている方々や、今後増加傾向にある介護サービス

を必要とされる方々をしっかりと支えていきたいと思えます。

以上のことから反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長

植田君。

○6番

私は、この平群町介護保険条例の一部を改正する条例については、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今反対討論がいろいろあったんですけれども、平群町のこの前の委員会でもそうだったんですが、7期の介護保険計画では、3年間で1億5,000万円の基金を取り崩す計画となって、それに基づいて基本的には保険料が設定されて、それを住民さんが払うという形になってるんですけれども、そういう中でこの間、この7期に限らず、5期も6期も当初の基金全て幾らか5,000万残して、残るように取り崩してという形で、そういう計画を立ててきましたが、5期も6期も全て当初の計画の基金を1円も取り崩すことなく、なおかつ黒字を積み上げてきたというのが、この間の平群町の介護保険会計の状況だったというふうに理解しています。

そういう中で、この7期についても、そういう中での1年目、30年度の今年度の決算見込みを私は聞きましたが、そういう中でも5,400万円の黒字決算になる見込みだと。そしてもともと保険料を算定するもとになった計画の数値からいえば、2億円の黒字というふうな形の答弁が行政側のほうからされたんです。私もびっくりしたんですが、非常にやっぱり、言うたら余りにも乖離が大きいという部分。そこのやっぱりなぜ平群町がいろいろ国の厚労省の試算する部分に入れて出したら平群町はそうなんだとおっしゃるんやけど、この間常にそういう状況の中でやっても、基金が余って積み上げてきたというのが、平群町の現状なんですね。

委員会のときにも言いましたが、そういう中で本当に平群町の町民の方、今回のアンケートでも圧倒的に国保と介護の負担が大きいというふうなことを、やっぱりその中で、アンケートの中でおっしゃっているという事実の中で、少なくとも介護保険については、やはりそれだけ町のほうも認められたように、今回の引き下げをやれる部分は、負担はできるんだというふうに課長のほうも答弁されましたが、それならば、少なくとも今住民が日々の生活の中で大変になっている、その1つである介護保険料、それは基金がたくさんあって、今回私たち提出したものが、それは十分可能であるということであるならば、やっぱりそれを速やかに行うということが、私は住民の暮らしを守る点からいえば、当然行政側がそういう謙虚な気持ちになって、取り過ぎたものはお返しをする

ということが行政の私はとられる対応だというふうに思います。そういう意味から、今回の条例改正については賛成をいたしたいと思います。

○議長

窪君。

○10番

発議第7号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をさせていただきます。

ことし4月からスタートした第7期介護保険事業計画は、3年間で見込まれる介護保険の受診者数や介護サービス料に基づき、保険料を改定され1号被保険者、65歳以上の皆様でございますが、の保険料はこれまで積み立てられた基金3億4,000万円から1億5,000万円を取り崩して算出した保険料で、年間1人当たり6,852円軽減され、奈良県下でも8番目に安価で、今回引き下げたところは、県下の中で7市町村だけでありました。また、1億9,000万円の基金残高は第8期で活用すると言われております。

発議の改正案は、第7期の途中でさらに基金を約9,200万円取り崩し、さらに1人当たり、年間7,000円を軽減することで1億円程度の基金は残るといふ説明であります。保険料は少しでも安価なほうがいいことは、誰しもの思いであります。しかし、今後2025年に団塊の世代が後期高齢者になる超高齢社会を迎え、誰人も予測不能であり、第7期のサービス利用料の増加は避けられません。今後の高齢化に伴い、将来を見据え安心して介護を受けるために一定の基金を持つ必要があると考え、反対とさせていただきます。

○議長

山口君。

○7番

ちょっと誤解があると思うんで、提出者として発言しますけども、賛成の立場で発言しますけども、本来、介護保険制度というのは3年間の期限で見る。町のほうが盛んに3年ごとにといふふうにおっしゃっているのは、そのとおりなんですけれども、基金を残すような制度ではないんですよ。3年間に必要なものを3年間で集めて3年間で使い切る。本来ゼロで終わるのが一番制度としてはいい、それが基本なんです。ただ、自治体の会計は単年度主義ですから、さっきも出たように何が起こるかわからない。確かにそれはあります。しかし、その金額を基金として幾ら残すのが適正かなんて、誰もないんです。

以前この議会でも聞いたときに、前々、前々々になるのかな、県から来ていただいていた山中副町長が、全体の予算の5%ぐらいかなというふうな話をされたことがあります。平群町の場合、介護保険のこの間、策定委員会で3年ごと

に見直すときに、大体5,000万程度を基金として残したいというのが、これまでの流れでした。ですから、1期前の第6期は5,500万円、その前は5,000万円、大体そういうことで残してきたんでね、金が余ってればですよ。足りなければ基金は使えないわけですから。

それが今回だけ特に3億、先ほど山本議員からありましたけど、策定委員会の時点では3億2,300万の基金が見込まれた。そのうちの1億5,000万を取り崩す案が策定委員会では通った。ただ、策定委員会ではそういう意見でしたけれども、それをどうするかっていうのは町長の判断です。前岩崎町長は、策定委員会の結論をそのまま条例化して今の状態になっているわけですが、その点でいえば、何も1億円残すというのは、私はベターだと言って今回提出したんじゃないかと、まだ相当余っていると。その1億5,000万取り崩しても、1億9,000万から2億円余る、計画でそうなるよ。

そうなるんだったら、そのうちの1年、2年で幾らか下げられるんだったら、国保のほうべらぼうに高いわけですから、高齢者にとっては両方払ってる65歳から74歳の人にとっては、せめて介護保険だけでも、もう少し下げて住民のその人たちの暮らしを応援するっていう立場が必要だということ。

それともう一点、あの議論の中で、ことし黒字になるということはわかりました。先ほどのあれを見て私もびっくりしたんですけど、計画18億に対して16億円、これは給付費です、介護の。ということは、初年度で2億円も乖離が出るということは、2年目、3年目もっと乖離が出るんです。これはずっと調べてもらえばわかります。1年目にとんとんいかないと、同じぐらいの数字にならないともう計画は全部ずれてきますから、もっと大きな赤字になる可能性あるんです。

委員会のときに、私は1年目黒字で2年目とんとん、3年目は赤字でちょうどというふうに言いましたが、計画のほうは初年度18億だったら、2年度はそれより何%も高くしてるんです。3年度はもっと高くしてるんです。だんだん、だから乖離が広がるんですよ。ということは3年間トータルで今のままいって2億円余るどころか、今の1億5,000万の取り崩しなんか全く必要なくなる可能性だってある。だからこそ、今下げられるときにきちっと下げるべきだ。

それと、今後どうなるかわからんっていう話も大分されます。ますます介護保険料が上がるようなことをおっしゃる。青天井で上がるはずがないんですよ。払えないんですから、そんなことになれば。だからそういうふうに考えれば、この3年間で今の時期、住民の負担が本当に大変になって、年金もマクロライドで下げられたりしてる中で、特に65歳以上の高齢者にとっては非常に大

変な状況になってる。それをどう思いやるかということが大事なんであって、私は議員の皆さんに言いたい。

基金になるということは集め過ぎたということです、結果として。何も初めから取り過ぎようと思って取ったんでないのはわかっています。そこをしっかりと考えて、私は議員は判断すべきだと。理事者のほうも、私たちが出す前に出すべきだと。本来そういうもんなんですよ。そのことを強く申し上げて、この議案はどうも否決されそうですけれども、私は情けない話だというふうに思っています。

以上です。

○議長

井戸君。

○3番

私は、発議第7号については、反対の立場で討論させていただきます。

今の予想では、基金の多さ等から見ても、さらなる若干の引き下げはある程度可能であるかなとは考えます。しかしながら、町長も就任されたばかりであり、これからいろいろ計画等、状況等を見ていただいて、さまざまな状況を踏まえた上で、これはやはり町当局みずから引き下げの額を決めていただきたいと思います。そういう意味で反対させていただきます。

○議長

討論はございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより山口君ほか2名から提出された発議第7号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。本案については原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数であります。よって、発議第7号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例については否決されました。

続きまして、

日程第2 発議第8号 認知症施策の推進を求める意見書（案）
を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

発議第8号

認知症施策の推進を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成30年12月27日

提出者 窪 和子

賛成者 高 幣 幸 生

認知症施策の推進を求める意見書（案）

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けている。2015年に推計で約525万人であったものが、2025年には推計で700万人を突破すると見込まれている。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳をもって生きることができる社会の実現をめざし、当事者の意思を大切にし、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に取組みられてこなかった課題にも踏み込んで行く必要がある。さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。

よって政府におかれては、認知症施策のさらなる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れた、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 国や自治体をはじめ企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
- 2 認知症診断直後は、相談できる人がいないといった人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じている。この空白期間については、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成することによる支援体制の構築を図ること。

3 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効率的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。

4 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたりハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。窪君。

○10番

認知症施策の推進を求める意見書案に対する趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読をしていただきましたが、認知症は今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要であります。

認知症施策に関する課題は、今や医療、介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっております。政府におかれては認知症施策のさらなる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れた取り組みを求める意見書でございます。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。どうか皆様には御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。植田君。

○6番

この認知症の施策の推進を求める意見書については、一言意見を述べさせていただきます。賛成をしたいと思います。

確かに今、趣旨説明も含めてありましたように、認知症、日本の超高齢化社会が進む中で、やはりもう本当に認知症の患者さんがふえてきていると。私自身の両親も認知症を発症しているという状況の中で、本当に人ごとではないというのが実感としてあるわけです。

そういう中で、認知症を抱えても、どう、その人が人として尊厳を持って最後まで生きていけるかと、そういう社会をつくるために何が必要なのかということでは、さまざまな取り組みを進めていくことが必要だと私も考えています。

ただ、この意見書の中で、4番目のところで、認知症の全国規模の易学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用というふうにあるんですけども、これについてはやっぱり個人情報の問題から危惧されている声も聞かれているというふうにお聞きをしています。そういう意味では、今さまざまな個人情報の漏えいという問題が、いろんなところでやっぱりそのことが大きくニュースで報道される等々ということがありますので、十分、個人情報が漏えいすることのないような取り扱い、ビッグデータの活用については、そこら辺には十分配慮していくべきだということは、意見として言わさしていただきまして、この意見書については賛成させていただきます。

○議長

高幣君。

○9番

今、賛成討論がございましたけれども、私も賛成の立場で討論させていただきます。

2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となります。認知症の高齢者も約700万人といわれております。こういうふうな状況の中で、政府は12月25日に高齢化の進展を踏まえて、認知症施策を強化するための関係閣僚会議を設置したといわれております。認知症の予防と発症については、地域で暮らせる共生への取り組みを進めるためにも、私はこの意見書について賛成の立場で討論させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第8号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり関係行政庁へ送付することに決定いたしました。

続きまして、

日程第3 発議第9号 日米地位協定の改定を求める意見書（案）
を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

発議第9号

日米地位協定の改定を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成30年12月27日

提出者 稲月敏子

賛成者 植田いずみ

山口昌亮

日米地位協定の改定を求める意見書（案）

本年7月27日、全国知事会は、全国知事会議で「米軍基地負担に関する提言」を決議した。

全国知事会は決議に至るまで、11人の知事をメンバーとする「全国知事会米軍基地負担に関する研究会」を発足させ、大学教授、外務省日米地位協定室長、他国におけるアメリカとの地位協定について調査した沖縄県から説明を受けるなどして、調査研究を行ってきた。

提言は日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させること、事件、事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立ち入りの保証すること、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかに事前情報提供を必ず行うこと、米軍人等による事件・事故に対して具体的か

つ実効的な防止策を提示すること、航空機騒音規制装置について周辺住民の実質的な負担軽減が図られること等を内容としている。

日米地位協定は1960年に締結されて以来、一度も改定されておらず、また、国内法は原則不適用であり、日本には訓練や演習に関する規制権限がないなど、日本と同様に米軍と地位協定を結ぶイタリアやドイツの実例を踏まえても課題があると言わざるを得ない。

よって、国会及び政府においては日米地位協定の改定に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。稲月君。

○5 番

それでは、日米地位協定の改定を求める意見書（案）についての提案についての趣旨説明を行わせていただきます。

先ほど読み上げていただきましたこの意見書（案）の中に書かれている本年7月27日に全国知事会が知事会議の中で米軍基地負担に関する提言、これを全員一致、全会一致で採択をされております。これまで米軍基地を抱える15の都道府県知事をつくっておられる涉外知事会、ここで再三にわたって日米地位協定の見直しを提言されてきました。しかし、なかなかこれについてはまとまりませんでした。

しかし、今回抜本の見直しを全国知事会が決定をし、安倍内閣に提出をされたのは、初めてのことでございました。この背景には、沖縄を初めとして全国各地で米軍基地が増強される中で、基地負担と基地被害に苦しむ住民と地方自治体の苦難が頂点に達しているという、こういった現実があるからではないでしょうか。

そもそも日米地位協定とは、正式には、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定という大変長い名称でございまして、この文言の中で明らかなように、米軍基地とアメリカ兵、米軍人の地位を定めた米軍地位協定であることがわかります。

日米と言っておりますが、28条から成るこの協定条文には、米軍の特権が定められており、米軍特権協定ともいえるものでございます。

第2条では、アメリカがいつでも全国どこでも米軍基地を置くことができるという特権も定めております。本年、少し前、10月5日には米軍基地も自衛

隊基地もない鹿児島県の種子島、ウミガメが産卵をするとして知られている長浜海岸という大変風光明媚なところで日米合同軍事演習が強行をされております。米軍の海兵隊、そして陸上自衛隊、水陸機動団による強襲上陸作戦演習をしております。10月1日、わずかこの演習が始まる5日前に日米合同委員会が、元種子島の空港跡地を突然米軍基地として提供することを決定いたしました。民間地を米軍基地として訓練を強行するというのは、全国初めてのことでございました。アメリカ側は我が国の施政下にある領域内であれば、どこでも施設、区域の提供を求める権利が認められている、こんなふうになっております。これが地位協定の最大の特権でございます。

米軍戦闘機の墜落やオスプレイの墜落なども今頻繁に起こっております。私たちに最も身近なところでは、少し前になりますが、十津川村で1991年に米軍機が低空飛行訓練中に、材木を運ぶケーブルを切断した、このような事故もありました。このことを私は思い起こしました。低空飛行訓練については、この全国知事会の提言の中に、自治体の事前情報提供を必ず行い、住民の不安を払拭した上で実施を求めています。

事故を頻繁に起こす欠陥機が日本の空を思いのまま飛べるというのは、航空法に基づく特例法に基づいて自動車の車検証に当たる耐空証明が適用除外となっているなど、安全を完全に無視をした内容になっております。事故後についても、日本の警察は一切捜査権がない、一切手出しができないというのが現状です。基地周辺では米兵による性犯罪、殺人、強盗、交通事故など多発をしている状況です。これらも米兵は基地内に逃げ込めば日本の警察は全く手が出せない。この地位協定、第17条の規定です。このような状況を解消していくためにまとめられたのが、今回の全国知事会の提言でございます。

そして、1960年に締結をされて以降、一度も改定されないという、こういうふうに、この意見書の中でも書いておりますが、一切改定をされていない。

イタリア、ドイツの実例ということではありますが、イタリアでは米軍機が低空飛行訓練中、ロープウエーを切断するという事故、20の方が死亡されております。こういうことが起こりました。この中で地位協定を改定し、米軍の訓練が全てイタリア政府・軍の許可制となりました。

またドイツでは、1993年に改定をされました。米軍基地周辺であっても、国内では米軍機が飛行禁止区域や低空飛行禁止を定める国内法が適用されるということに変わっています。政府・自治体が米軍基地内に立ち入りをするのが可能である。また、緊急の場合は、通知なしにも基地内に立ち入ることが可能である、こういったことがドイツではされております。こんな点で、大きく日本の実情とは違いがございます。

こういうことから全国知事会が、全会一致で決議をされたこの提言の趣旨の重みと内容をしっかり受けとめ、日米地位協定の改定に日本の政府は早期に取り組んでいってもらえるように、私たちが住んでおります地方自治体からもこの見直しを要請していきたいと思えます。

先日三郷町でも12月議会の中で、この日米地位協定の抜本的改定を求める意見書が採択をされております。ぜひとも平群町からもこの意見書を採択をしていただいて、政府・国に上げていこうではありませんか。議員の皆さんの御賛同をいただけますよう、お願いをいたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
続いて、これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより、発議第9号について採決を行います。
本案については、原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思えますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり関係行政庁へ送付することに決定いたしました。

続きまして、

日程第4 委員会の閉会中の継続調査の件
を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しております閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議されました事件については全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たり、御挨拶をお願いします。町長。

○町 長

それでは、12月議会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

12月9日執行の町長選挙におきまして、平群町長に就任をいたしました。町長に就任後、議会を招集させていただき、私にとって最初の議会であり、12月18日より本日まで10日間の会期において、上程をさせていただきました14議案につきましては、慎重審議いただき、可決同意を賜りました。厚く御礼申し上げます。議員各位におかれましては、1年間町政へのさまざまな御提言、あるいは御指導をいただき、まことにありがとうございました。

さて、その年の世相をあらわす漢字1文字であらわす師走恒例のことしの漢字が発表されました。平成最後となることしは「災」という文字に決まりました。地震、台風の直撃、豪雨、記録的な猛暑など、自然災害の猛威を痛感した1年でありました。

平群町内でも多くの被害が発生し、7月の豪雨では土砂崩れが110件も発生をいたしております。改めて防災の意識が高まり、自助・共助の大切さを認識した年でありました。

その中でも平群町にとって一番大きな出来事は、やはり岩崎町長が10月21日に御逝去をされたことではないでしょうか。3期12年間の平群町発展のために御尽力されていただきました岩崎町長の御冥福をお祈りしたいと思います。

平群町では、多くの課題が山積をしております。特に財政状況につきましては、危機的な状況に直面していることを認識しておかなければなりません。このような状況を乗り越え、財政基盤を確立し、町民の皆様に安心して住んでいただける未来に明るい展望が開けるようなまちづくりに向け、全職員が一丸と

なって邁進してまいります。

最後になりますが、平成30年も終わり、新しい年を迎えるところでございます。議員各位におかれましても、輝かしい新年を迎えますことを御祈念申し上げます。

これをもちまして、12月議会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長

これをもって平成30年平群町議会第6回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 2時50分)